

川内原子力発電所  
原子炉施設保安規定変更認可申請について  
「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続  
に伴う変更」  
(補足説明資料)

2022年 6月 9日  
九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策における機密に係る事項であるため公開できません。

## (川内原子力発電所 原子炉施設保安規定)

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所を接続し、緊急時対策所（指揮所）の名称を変更する必要があるため、以下の申請案件について、保安規定変更認可申請を実施した。

### 1. 変更の理由

#### (1) 緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴い関連する条文の変更を行う。

(変更条文)

- ・第 83 条（重大事故等対処設備）
- ・第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）
- ・添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

以上

## 目 次

### (補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
3. 設計及び工事計画で抽出された運用内容整理
4. 連絡通路接続部シールの保全について
5. 緊急時対策棟 連絡通路接続工事に係る設備の変更概要と運用の  
変更について
6. 緊急時対策所機能の移行手順について

## 補足説明資料－1

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したこと明確にする。

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号－2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	—
		第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	—
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	<p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが認められていること。</p>	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第6条	原子力発電安全委員会	—
		第7条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
		第8条	原子炉主任技術者の選任	—
		第8条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任	—
		第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
		第7条	川内原子力発電所安全運営委員会	—
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	—
		第9条の2	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	<p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが認められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが認められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが認められていること。</p>	第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
		第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
		第129条	所員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—
		第130条	請負会社従業員への保安教育	—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 129 条 所員への保安教育	—
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 130 条 諸負会社従業員への保安教育	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 11 条 構成及び定義	—
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 12 条 運転員等の確保	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCO を逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCO を逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO 等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 12 条の 2 運転管理業務	—
	第 14 条 運転管理に関する社内基準の作成	—	
	第 15 条 引継	—	
	第 12 条の 2 運転管理業務	—	
	第 16 条 原子炉起動前の確認事項	—	
	第 17 条 火災発生時の体制の整備	—	
	第 17 条の 2 内部溢水発生時の体制の整備	—	
	第 17 条の 2 の 2 火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第 17 条の 3 その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
	第 17 条の 3 の 2 有毒ガス発生時の体制の整備	—	
	第 17 条の 4 火山活動のモニタリング等の体制の整備	—	
	第 17 条の 5 資機材等の整備	—	
	添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有	
	第 18 条 水質管理	—	
	第 18 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	
	第 19 条 停止余裕	—	
	第 20 条 臨界ボロン濃度	—	
	第 21 条 減速材温度係数	—	
	第 22 条 制御棒動作機能	—	
	第 23 条 制御棒の挿入限界	—	
	第 24 条 制御棒位置指示	—	
	第 25 条 炉物理検査 —モード 1	—	
	第 26 条 炉物理検査 —モード 2	—	
	第 27 条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—	
	第 28 条 原子炉熱出力	—	
	第 29 条 热流束熱水路係数（FQ(Z)）	—	
	第 30 条 核的エンタルピ上昇熱水路係数（FN△H）	—	
	第 31 条 軸方向中性子束出力偏差	—	
	第 32 条 1/4 炉心出力偏差	—	
	第 33 条 計測及び制御設備	—	
	第 34 条 DNB 比	—	
	第 35 条 1 次冷却材の温度・圧力及び 1 次冷却材温度変化率	—	
	第 36 条 1 次冷却系 —モード 3	—	
	第 37 条 1 次冷却系 —モード 4	—	
	第 38 条 1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系満水) —	—	
	第 39 条 1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—	
	第 40 条 1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ高水位) —	—	
	第 41 条 1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ低水位) —	—	
	第 42 条 加圧器	—	
	第 43 条 加圧器安全弁	—	
	第 44 条 加圧器逃がし弁	—	
	第 45 条 低温過加圧防護	—	
	第 46 条 1 次冷却材漏えい率	—	
	第 47 条 蒸気発生器細管漏えい監視	—	
	第 48 条 余熱除去系への漏えい監視	—	
	第 49 条 1 次冷却材中のよう素 131 適度	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第 50 条 蓄圧タンク	—
		第 51 条 非常用炉心冷却系 一モード1、2及び3—	—
		第 52 条 非常用炉心冷却系 一モード4—	—
		第 53 条 燃料取替用水タンク	—
		第 54 条 ほう酸注入タンク	—
		第 55 条 原子炉格納容器	—
		第 56 条 原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第 57 条 原子炉格納容器スプレイ系	—
		第 58 条 アニュラス空気浄化系	—
		第 59 条 アニュラス	—
		第 60 条 主蒸気安全弁	—
		第 61 条 主蒸気隔離弁	—
		第 62 条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—
		第 63 条 主蒸気逃がし弁	—
		第 64 条 補助給水系	—
		第 65 条 復水タンク	—
		第 66 条 原子炉捕機冷却水系	—
		第 67 条 原子炉捕機冷却海水系	—
		第 68 条 制御用空気系	—
		第 69 条 中央制御室非常用循環系	—
		第 70 条 安全補機室空気浄化系	—
		第 71 条 外部電源	—
		第 72 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3及び4—	—
		第 73 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3及び4以外—	—
		第 74 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—
		第 75 条 非常用直流電源 一モード1、2、3及び4—	—
		第 76 条 非常用直流電源 一モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第 77 条 所内非常用母線 一モード1、2、3及び4—	—
		第 78 条 所内非常用母線 一モード5、6及び照射済燃料移動中—	—
		第 79 条 1次冷却材中のほう素濃度 一モード6—	—
		第 80 条 原子炉キャビティ水位 一燃料移動中—	—
		第 81 条 原子炉格納容器貫通部 一燃料移動中—	—
		第 82 条 使用済燃料ピットの水位 及び水温	—
		第 83 条 重大事故等対処設備 有	—
		第 83 条の 2 特重施設を構成する設備	—
		第 84 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第 84 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
		第 85 条 運転上の制限の確認	—
		第 86 条 運転上の制限を満足しない場合	—
		第 88 条 運転上の制限に関する記録	—
		第 12 条の 2 運転管理業務	—
		第 89 条 異常時の基本的な対応	—
		第 90 条 異常時の措置	—
		第 91 条 異常収束後の措置	—
		添付 1 異常時の運転操作基準 (第90条関連)	—
8.	サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。		
9.	LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。		
10.	LCOに係る記録の作成について定められていること。		
11.	LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。		

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	
			変更有無
	1.2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 87 条 予防保全を目的とした点検・修復を実施する場合	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行なうことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行なう必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 130619-8 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が 1 ヶ月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第 11 条の 2 原子炉の運転期間	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号三 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 95 条 燃料の取替等	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号	1. 放射性ガス廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 99 条 放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
【排気監視設備及び排水監視設備】	<p>められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第100条 放射性気体廃棄物の管理	—
	<p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講すべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	第101条 放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】		第110条 放射線業務従事者の線量管理等	—
		第98条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第111条 床・壁等の除染	—
		第112条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第114条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第114条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第115条 発電所外への運搬	—
		—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕
		第98条の5 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第103条の2 管理区域の設定・解除	—
		第104条 管理区域内における区域区分	—
		第107条 管理区域出入者の遵守事項	—
		第111条 床・壁等の除染	—
		第114条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第101条 放出管理用計測器の管理	—
		第113条 放射線計測器類の管理	—
		第101条 放出管理用計測器の管理	—
		第113条 放射線計測器類の管理	—
		第92条 新燃料の運搬	—
		第93条 新燃料の貯蔵	—
		第96条 使用済燃料の貯蔵	—
		第97条 使用済燃料の運搬	—
		第92条 新燃料の運搬	—
		第97条 使用済燃料の運搬	—
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受扱い、運搬、貯蔵等】		第95条 燃料の取替等	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	<p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出</p>	第98条の2 放射性固体廃棄物の管理	—
		第98条の4 輸入廃棄物の管理	—
		第99条 放射性液体廃棄物の管理	—
		第98条の2 放射性固体廃棄物の管理	—
		第99条 放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	<p>物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>		
	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>第 100 条 放射性気体廃棄物の管理</p> <p>第 112 条の 2 平常時の環境放射線モニタリング</p> <p>第 103 条 放射線管理に係る基本方針</p> <p>第 102 条 頻度の定義</p> <p>第 119 条 原子力防災組織</p> <p>第 120 条 原子力防災要員</p> <p>第 121 条 原子力防災資機材等の整備</p> <p>第 122 条 通報経路</p> <p>第 124 条 通報</p> <p>第 119 条 原子力防災組織</p> <p>第 125 条 緊急時体制の発令</p> <p>第 126 条 応急措置</p> <p>第 127 条 緊急時における活動</p>	<p>—</p>
<p>実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき処置】</p>	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について <math>2.50 \text{ mSv}</math> を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行つた放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に關し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>第 120 条の 2 緊急作業従事者の選定</p>	<p>—</p>
<p>実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p>	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>第 12 条 運転員等の確保</p> <p>第 17 条 火災発生時の体制の整備</p> <p>第 17 条の 2 内部溢水発生時の体制の整備</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>（2）（1）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に係ること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	第 17 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 3	その他自然災害発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	—
		第 17 条の 5	資機材等の整備	—
		第 17 条の 6	重大事故等発生時の体制の整備	—
		第 17 条の 7	大規模損壊発生時の体制の整備	—
		添付 2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
		添付 3	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 131 条	記録	—
	2. 実用炉規則第 6 7 条に定める記録について、その記録の管理に関するこ（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 131 条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 132 条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記さ	第 132 条	報告	—
	第 132 条	報告	—	

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	れています。			
	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年1月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条	巡視点検	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関するものについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第118条	施設管理計画	—
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の2	設計管理	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	第118条の3	作業管理	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	添付6	長期施設管理方針(第118条の6関連)	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	—
		第1条	目的	—
		第1条	目的	—

#### 4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを持った申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等				
八 発電用原子炉施設の運転に関することとあって、次に掲げるもののイ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関するること。 口 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十五号に掲げるものを除く。)。 二 発電用原子炉の運転期間に関すること。					
5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	1 水災	防災課長は、火災発生における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長(当直課長を除く。)は、火災防護計画に基づき、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	<中 略>	
	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	1.5 手順書の整備	(2) 各課長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	<中 略>	
			(2) 各課長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開閉路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。	・火災防護計画(基準)(既存) ・教育訓練基準(既存)
					・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・建屋名称の変更を行う。

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンバの 閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補 機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有 毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止 による緊急時対策箇所（緊急時対策箇所内）内への有毒 ガスの侵入の防止を実施する。	・審査基準に変更がないこ とから、審査基準を受けた 保安規定への反映事項は ない。  ・建屋名称の変更を行う。	・火災防護計画（基準）（既 存） ・教育訓練基準（既存）	・建屋名称の変更を行う。
		3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原 子炉施設の保全のための活動を行いう体制の整備とし て、次の3.1項から3.4項を含む計画を作成し、所長 の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、 計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時ににおける原 子炉施設の保全のための活動を行いうために必要な体制 及び手順の整備を実施する。	<以下、省略>		
		3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び 降雪発生時における原子炉施設の保全のための活 動を行いうために必要な体制の整備として、以下の 活動を行なうことを規定文書に定める。	<中 略>		
		イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フイ ルタ等の差圧監視、外気取入ダンバの閉止、換気空 調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室 の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の 侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策 所（緊急時対策箇所内）内への降下火砕物の侵入防止 を実施する。	<中 略>	・審査基準に変更がないこ とから、審査基準を受けた 保安規定への反映事 項はない。  ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準（既存） ・教育訓練基準（既存）
		キ 緊急時対策箇所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時ににおいて、 必要な教員を收容する等の緊急時対策本部と しての機能を維持するため、換気空調系の停止及び 居住性確保に必要な扉の開放を確認することによ り緊急時対策箇所（緊急時対策箇所内）の居住性を確保 する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び二酸化炭 素濃度を監視する。	<以下、省略>		・審査基準に変更がないこ とから、審査基準を受けた 保安規定への反映事 項はない。  ・建屋名称の変更を行う。

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定				該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要		
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関する事項及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーべイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」といふ。)並びに要求される措置の完了時間(Accited Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するよう定められておりること。	表 83-19 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 83-19-1 代替電源設備からの給電 (1) 運転上の制限	運転上の制限	審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・建屋名称の変更を行う。	・非常事態対策基準(既存) ・保修基準(既存) ・放射線管理基準(既存)	・建屋名称の変更を行う。	・建屋名称の変更を行う。
		項目	運転上の制限	緊急時対策所用発電機車による電源系統 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kW <sup>*2</sup> 以下であること 適用モード	(1) 緊急時対策所用発電機車 *方動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 1台が動作可能であること (3) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が□kW <sup>*2</sup> 以下であること 設備	所要数
				モード1、2、3、 4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料 体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 1台×2 <sup>*3</sup> 緊急時対策所用発電機車用 給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用 燃料油貯蔵タンク	
				※1：電源系には、緊急時対策所用発電機車2台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、 ※3：緊急時対策所(緊急時対策棟内)当たりの合計所要数		
		(2) 確認事項				
		項目	確認事項	頻度	担当	
		緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	1年に1回	防災課長	
			発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	
		緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	
		緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	
		(3) 要求される措置				
		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
		A. 動作可能 1、2、3及び4	A.1 防災課長は緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A.2 防災課長は、代替措置又は任技術者との確認を得て実施する。	30日		
		B. 動作可能 LCO未満である	B.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B.2 防災課長は、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
			<p>B. 緊急時対策</p> <p>C. 所加圧設備が所用可能でない場合</p> <p>D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>E. 条件B、C又はDの装置を完了時間内に造成できない場合</p> <p>モード5、6及び燃料ビントに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は D.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 安全管理課長は、代替措置<sup>5</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>B.1 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D.2 防災課長は、代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>		

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容	実施する措置を開始する。			
※5：代替品の補充等					・建屋名称の変更を行う。	
1.2. LCOが設定されているる設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されているる発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてATO内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第87条 表87-1 第83条(83-19-1) 第87-1(続き)のうち関連条文「第83条(83-19-1)」 の点検時の措置を以下のとおり変更する。 ・緊急時対策箇所(緊急時対策箇所)の立上げに影響を与えないように、点検対象設備を確実に復旧できるよう、体制及び手順書を整備する。		・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。	・技術基準(既存)	・建屋名称の変更を行う。	
十六. 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 イ 火災 可燃物の管理、消防史員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流電力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② 発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するためるために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準〔実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで〕にて整理	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。	・非常事態対策基準(既存) ・技術基準 ・通信連絡設備管理要領(既存)	・建屋名称の変更を行う。
	添付3 重大事故等及び大規模損壊に対応に係る実施基準 1 重大事故等対策					

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 ・放射線管理要領 (既存) ・放射線管理要領 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方		
① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	<中> 路>	1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備	・建屋名称の変更を行う。		
② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。		(1) 体制の整備 防災課長は、以下に示す重大事故等対策等を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。			
③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	<中> 路>				
④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。		(a) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。			
⑤ 重大事故等 (原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他) 発生時にリスクによるものを除く。) 発生時に特定重大事故等対処施設を用いた対策 (上記①から④までの対策に関することを含む。) に関すること。	<中> 路>	c 安全管理班は、発電所及びその周辺 (周辺海域) における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立人制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所 ( <b>緊急時対策棟内</b> ) におけるチエンジングエリア設置を行う。			
⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。		(b) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。			
	<中> 路>				
		(c) 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策本部要員 ( <b>緊急時対策棟内</b> ) に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。			
	<中> 路>				
		(d) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するため以下の施設及び設備等について管理する。 a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等 (テレビ会議システムを含む。) を備えた緊急時対策所 ( <b>緊急時対策棟内</b> )			

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（緊急時対策棟内）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(ア) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるよう衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間ににおいて、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」の変更内容については、「上流文書（設置委員会申請書）から保安規定への記載方針」にて整理</p>	<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリストへの対応における事実（大規模損壊）</p> <p>（中略）</p> <p>① 大規模損壊発生時ににおける大規模な火災が発生した場合における消防活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時ににおける爆心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによるものに限る。）発生における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(イ) ブルーム放送時及びフィルタベント時には、最低限必要な対応要員は緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまり、ブルーム通過後又は放射線</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>（中略）</p> <p>(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故</p>	<p>・補足説明資料-2 参照</p>

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれに係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 火災の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に開ずるものと除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対する柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関するこ。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時ににおける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対施設の使用を開拓するに当たつて必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物</p>	<p>防護上の確認が終了した後、活動を再開する。 &lt;中略&gt;</p> <p>2.2 手順書の整備 &lt;中略&gt;</p> <p>(4) APC等による大規模損壊発生時の対応における考慮 &lt;中略&gt;</p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び緊急時対策機関（原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 &lt;中略&gt;</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー &lt;中略&gt;</p> <p>(1) 緩和操作を選択するための判断フロー &lt;中略&gt;</p> <p>中央制御室又は緊急時対策機関（緊急時対策機関）での監視機能の一部が健全である、内な安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させれる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるよう、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるとときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。				

## 補足説明資料－2

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

## 目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2. 2. 1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

### （3）その他

① 設計及び工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、補足説明資料－3「設計及び工事計画で抽出された運用内容整理」で整理する。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> <li>○「<b>赤枠</b>」により、令和 2 年 1 月 29 日に許可された設置変更許可申請書にて追加した有毒ガス発生に対する防護方針の記載箇所を明確にする。</li> <li>○「<b>青枠</b>」により、平成 26 年 9 月 10 日に許可された新規制基準に対する設置変更許可申請書の記載箇所を明確にする。</li> </ul>
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー</b>」により、設置変更許可申請書において既許可より変更された箇所を明確にする。</li> <li>○「<b>赤枠</b>」により、令和 2 年 1 月 29 日に許可された設置変更許可申請書にて追加した有毒ガス発生に対する防護方針の記載箇所を明確にする。</li> <li>○「<b>青枠</b>」により、平成 26 年 9 月 10 日に許可された新規制基準に対する設置変更許可申請書の記載箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</li> <li>○「<b>黄マーカー（赤字）</b>」により、変更予定の箇所を明確にする。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。</li> <li>○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。</li> </ul>
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

### 3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

#### ○ 川内保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文 + 添付書類 八
	①	1. 1. 8 重大事故等対処設備に関する基本方針
	②	1. 6 火災防護に関する基本方針（1. 10、10. 5 含む）
	③	1. 9 火山事象に関する基本方針
	④	8. 1 放射線管理設備
	⑤	8. 2 換気設備
	⑥	10. 10 緊急時対策所
	⑦	10. 13 通信連絡設備
(2)	—	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5. 1 重大事故等対策
	②	5. 2. 1 可搬型設備等による対応
	③	追補 1. 14 電源の確保に関する手順等
	④	追補 1. 17 監視測定等に関する手順等
	⑤	追補 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
	⑥	追補 1. 19 通信連絡に関する手順等

上記のうち、「1. 9 火山事象に関する基本方針」は新規制基準適合時の内容であり、変更はないが緊急時対策所（緊急時対策棟内）の火山発生時の対応内容を記載されているため、整理している。

また、上記のほか、設置変更許可申請書の変更があった以下の事項については、内容に運用に関する記載がないことから、対象としていない。

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文 + 添付書類 八
	①	1. 4 耐震設計
	②	1. 5 耐津波設計（10. 7 含む）
	③	2. 5 建屋及び構造物
	④	6. 4 計装設備（重大事故等対処設備）
	⑤	8. 3 遮へい設備
(2)	—	本文 十号 + 添付書類 十
	①	5. 2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備
	②	追補 1. 15 事故時の計装に関する手順等
	③	追補 2. 4 フィルタベント

### 【1.1.8 重大事故等対処設備に關する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】		原予炉施設保安規定		社内規定文書		
設置変更許可申請書【本文】	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要			
b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行つたために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載） (c) 重大事故等対処設備	H29.02.08 許可	1.1.8 重大事故等対処設備に於ける基本方針 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ビット内の燃料体等及び運転停止中ににおける発電用原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合における原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するためには必要な措置を講じた設計とする。 重大事故等対処設備については、種別として重大事故等対処設備のうち常設のものと重大事故等対処設備のうち可搬型のものがあるが、以下とおり分類する。	1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (c-1-1) 多様性、位置的分散 (c-1-1-1) 多様性、位置的分散 共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。外部人為事象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮する。 地震、津波以外の自然現象の組合せについてでは、風（台風）、積雪及び火山による専門の組合せを考慮する。地震、津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「(1)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「(2)(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計」にて考慮する。 外部人為事象については、近隣の産業施設の火災・爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（はいきやう）、及び有害ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。 故意による大型航空機衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。 建屋及び地下の配管ダクトについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた設計とする。 重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。	1. 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によつて同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考え、考慮して適切な措置を講じた設計とする。ただし、常設重大事故対処設備のうち計装設備について、重要代替パラメータ（当該パラメータの他のパラメータによる推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重要な監視パラメータに対し可可能な限り多様性を持った計測方法により計測できる設計とする。重要代替パラメータは重要な監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。 環境条件に対しては、想定される重大事故等が、発生した場合における温度、放熱線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については、「1.1.8.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風速、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁波対応に対して考慮し機能が損なわれない設計とする。 地盤に対して常設重大事故対処設備は、「1.1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上に設置する。地盤、設備、溢水及び火災に対して常設重大事故対処設備は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災対応」に記載する。地盤及び火災に対する対応は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。 地盤に対して常設重大事故対処設備は、「1.1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上に設置する。地盤、設備、溢水及び火災に対して常設重大事故対処設備は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災対応」に記載する。地盤及び火災に対する対応は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。	該当規定文書	記載内容の概要		

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
ひ使用済燃料ピット水淨化冷却設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。 火災、近隣の産業施設の火災・爆発（飛来物を含む。）、航空機墜落による火災、火災の一次的影響、煙及び有毒ガス、輸送車両の発火及び漂流船舶の衝突に対する屋内の常設重大事故防止設備は、建屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、被雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物學的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物學的事象のうち、くらげ等の海生生物に対してもつ設計とする。 高潮に対する常設重大事故防止設備は、多重重性をもつ設計とする。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(c-1-3) 共用の禁止 常設重大事故等対処設備の各機器について は、2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	(中略)	(中略)	緊急時対策箇所（指揮所）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラン状況を考慮した指揮命令を行ふ必要があるため、同

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】	
		原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書 社内規定文書
一ステークホルダを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所泄へい、緊急時対策所（指揮所）、緊急時対策所非常用空気清浄化ファン、緊急時対策所非常用空気清浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。公用により、必要な情報と状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。各設備は、公用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡ができるよう設計されているため、公用により悪影響を及ぼさない。	ラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所泄へい（緊急時対策所（指揮所））、緊急時対策所非常用空気清浄化ファン、緊急時対策所非常用空気清浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。公用により、必要な情報と状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。各設備は、公用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡ができるよう設計されているため、公用により悪影響を及ぼさない。	ラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所泄へい（緊急時対策所（指揮所））、緊急時対策所非常用空気清浄化ファン、緊急時対策所非常用空気清浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。公用により、必要な情報と状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	ラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所泄へい（緊急時対策所（指揮所））、緊急時対策所非常用空気清浄化ファン、緊急時対策所非常用空気清浄化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。公用により、必要な情報と状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可 な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。 <b>緊急時交換所（指揮所）</b> 及び緊急時対策所（緊急時対策室内）を除く通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	H29.02.08 許可 のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れるところから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。 <b>緊急時交換所（指揮所）</b> 及び緊急時対策所（緊急時対策室内）を除く通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	規定済	変更なし
(c-3) 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に發揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	1.1.8.3 環境条件等 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に發揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	中央制御室内、原予炉補助建屋内、燃料取扱建屋内、緊急時対策室（指揮所）内及び緊急時対策室内の重大事故等対処設備は、重大事故等におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固結の措置をとる。このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器破裂管破損+破損蒸気発生器隔壁喪失時又は使用済燃料ビットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ビット状態監視カメラ及び使用済燃料ビット周辺線量率は、使用済燃料ビットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。	(中略)	規定済	変更なし

## 【1.1.8 重大事故等対処設備に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	(18) 緊急時対策所（重大事故等時） a. 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示を行う要員がとどまることがであります。適切な措置を講じたた設計とするとともに、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との通信連絡を行うためには必要な設備を設置する設計とする。 また、緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を取り容できる設計とする。  緊急時対策所の設置工事において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規規発第1409102号をもつて許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。 代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもつて代替緊急時対策所の機能を廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持つたせざる。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	R02.01.29 許可	R02.01.29 許可
1.6 火災防護に関する基本方針			
(中略)	1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針	1.6.2.1.1 火災区域及び火災区画の設定 原子炉補助建屋、中間建屋、制御建屋、燃料取扱建屋、緊急時対策棟（指揮所）及び緊急時対策棟の重大事故等対処施設を設置するエリア（以下「建屋内」という。）、原子炉格納容器及びアニュラスと屋外の重大事故等対処施設を設置するエリアについて、火災区域及び火災区画を設定する。	(中略)
(中略)	1.6.2.2.1.1 命火性又は引火性物質 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら の設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。 ここでいう命火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高压ガス保安法で高压ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」を対象とする。	(中略)	1.6.2.2.1.1 命火性又は引火性物質 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら の設備を設置する火災区域には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。 ここでいう命火性又は引火性物質としては、消防法で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、高压ガス保安法で高压ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス及び空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」を対象とする。
(中略)	(5) 用 蔓 火災区域に設置される貯蔵機器については、以下の設計とする。 貯蔵機器とは、供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、発火性又は引火性物質である潤滑油の貯蔵機器としては、ディーゼル発電機の燃料油貯油タンク及び燃料油貯蔵タンク並びに大容量空冷式発電機用燃料油貯蔵タンクがある。 ディーゼル発電機の燃料油貯油タンク及び燃料油貯蔵タンクは、7日間の外部電源喪失に対してディーゼル発電機を連続運転するためには必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。 大容量空冷式発電機用燃料油貯蔵タンクと緊急時対策用発電機用燃料油貯蔵タンクは、一定時間	規定済	規定済 変更なし

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p><u>重それぞれの連続運転に必要な量を貯蔵する」とを考慮した設計とする。</u>  <u>発火性又は引火性物質である水素の貯蔵機器としては、水素を含有した化学分析装置の水素計接正用混合ガスボンベがあり、このボンベは、供給単位である容器容量47リットルのボンベごとに貯蔵する設計とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>1.6.2.2.3.1 落雷による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ20mを超える建築物には、建築基準法に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）」に準拠した避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>送電線については、「1.6.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設である緊急時対策所を設置する緊急時対策棟（指揮所）及び緊急時対策棟については、避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>【避雷設備設置箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉格納施設</li> <li>・緊急時対策棟（指揮所）</li> <li>・緊急時対策棟</li> <li>・特高周波所（架空地綫）</li> </ul> <p>(中略)</p> <p>1.6.2.3.1.2 固有の信号を発する異なる火災感知器の設置</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができるアログ式のもので、かつ、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の煙感知器と熱感知器の組合せを基本として、火災区域又は火災区域に設置する設計とする。</p> <p>ただし、以下に示す火災区域又は火災区域は、上記とは異なる火災感知器を設置する設計とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <b>緊急時対策棟（指揮所）、緊急時対策棟及び燃料取扱設備エリア</b></p> <p>煙感知器と熱感知器の組合せを基本とするが、障害物がなく監視が広範囲に可能な場所については、煙感知器と炎感知器（赤外線）又は熱感知器と炎感知器（赤外線）の組合せも可能とする設計とする。</p>		
			(2/7)

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
	(6) ディーゼル発電機燃料油貯油そうエリア及び石油貯蔵タンクエリア並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクエリア ディーゼル発電機燃料油貯油そうエリア及び燃科油貯蔵タンクエリア並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、防爆型の熱感知器と防爆型の煙感知器を設置する設計とする。	(中略)	(中略)
	1.6.2.3.1.3 火災受信機盤 「1.6.1.3.1.3 火災受信機盤」の基本方針を適用する。 なお、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策内）で監視できる設計とする。	(中略)	(中略)
	1.6.2.3.2.1 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域に設置する消火設備 重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区域に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区域が、火災発生時の煙の充満及び放火熱の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区域であるかを考慮して設計する。	(中略)	(中略)
	(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区域の選定 消火活動が困難とならない屋外の選定 対処施設を設置する火災区域又は火災区域及び屋内の火災区域のうち消火活動が困難とならない火災区域を以下に示す。	(中略)	(中略)
	d. ディーゼル発電機燃料油貯油そうエリア及び燃科油貯蔵タンクエリア並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクエリア ディーゼル発電機燃料油貯油そう及び燃科油貯蔵タンク並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、地下タンクとして屋外に設置し、火災が発生しても煙が大気に放出されることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。	(中略)	(中略)

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
(中略)	(中略)	(3) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消防設備 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は、 <u>中央制御室から手動操作による固定式消火設備である全域ハローラン消火設備又は自動消火設備を設置し消火を行う</u> 設計とする。 ただし、以下の火災区域又は火災区画は、上記と異なる消防設備を設置し消火を行う設計とする。	規定済 変更なし	規定済 変更なし
(中略)	d. ディーゼル発電機燃料油貯油そうエリア及び燃料油貯蔵タンクエリア並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクエリア ディーゼル発電機燃料油貯油そう及び燃料油貯蔵タンク並びに緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、乾燥砂で覆われ地下に設置されているため、火災の規模は小さい。また、 <u>油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う</u> 設計とする。	規定済 変更なし	規定済 変更なし	規定済 変更なし
(中略)	1.6.2.3.3.2 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、全域ハロン自動消火設備、全域ハロン消火設備は、風水害により性能が阻害されないよう流れ込み水の影響を受けにくい屋内に設置する設計とする。 <u>海水ポンプ用二酸化炭素自動消火設備及び緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策室内）</u> の全域ハロン自動消火設備のように、屋外に消防設備の制御盤、ポンベ等を設置する場合にも、風水害により性能が阻害されないようにする。 <u>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替を行うことにより性能を復旧する</u> 設計とする。	規定済 変更なし	規定済 変更なし	規定済 変更なし
(中略)	1.10 外部火災防護に関する基本方針 1.10.1 設計方針 安全施設が外部火災に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の設置、建屋による防護、壁間によ	規定済	規定済	(4/7)

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）】

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要
		記載の方	該当規定文書 記載の方	
	(1) 外部火災防護施設 安全施設に対して外部火災の影響を受けた場合において、原子炉の安全機能及び代替設備の確保等によつて、安全機能を損なわない設計とする。 外部火災で想定する火災を第1.10.1表に示す。また、想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。			(+略)

安全施設に対して外部火災の影響を受けた場合において、原子炉の安全機能を確保するため「発電用緊水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、2及び3に該当する構築物、系統及び機器を外部火災防護施設とする。外部火災防護施設を第1.10.2表に示す。

クラス1及びクラス2に関しては、安全機能を有する施設を内包する建屋、屋外施設に対し、必要とされる防火帯を森林との間に設けることにより、外部火災による建屋外壁（天井スラブを含む。）、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

また、クラス3の安全機能を有する安全施設について、屋内に設置されている施設は、建屋により防護することとし、屋外施設については、防火帶の内側に設置すること及び消防活動により防護する設計とする。

なお、防火帶の外側にあるクラス3施設としては、モニタリングポストがあり、火災発生時は、代替設備の確保及び化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車にて消防活動が可能である設計とする。

- (5) 二次的影響（ばい煙等）  
ばい煙等による外部火災防護施設への影響については、第1.10.5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで外部火災防護施設の安全機能を損なわない設計とする。
- a. 換気空調系統  
外気を取り入れている空調系統として、安全補機開閉器室、制御用空気圧縮機室、補助給水ポンプ室、蓄電池室、ディーゼル発電機室、中央制御室、主蒸気配管室、放射線管理室、安全補機室、中間建屋、補助建屋、格納容器及び事故後サンプリングエリアの空調系統がある。
- これらの外気取入口には平面型フィルタ（主として粒径が  $5 \mu\text{m}$  より大きい粒子を除去）を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙について

【1.6 水災防護に関する基本方針】  
上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類）、  
【1.10 外部火災防護について】  
【1.10 水災防護について】

【1.6 火災防護に関する基本方針、1.10 外部火災防護に関する記載内容（本文+添付書類八）

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類八）

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要
		記載の考え方	該当規定文書	
域内地区の施設がある。 これらの幹線道路、鉄道路線、船舶及び石油コンビナート施設は離隔距離を確保することで事故等による火災に伴う発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。 (中略)	1.10.3 手順等 外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。 (中略)	1.5 手順書の整備 サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 (中略)	防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（ <b>緊急時対策棟内</b> ）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。	・建屋名称の変更 （既存） ・火災防護計画（基準） ・火災防護計画（要領） （既存）

シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応

(中略)

- (3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入口への閉止、換気空調系の停止、または、閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。

- 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（**緊急時対策棟内**）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。

- (4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入口への閉止、換気空調系の停止、または、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を防止する。

(以下、省略)

## 【1.9 火山事象に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】 H26.9.10 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行った。	a. 設計基準対象施設 (a) 外部からの衝撃による損傷の防止 (a-2) 安全施設は、発電所の運用期間中において発電所の安全機能を及ぼし得る火山事象として、層厚 15cm の降下火砕物を設定し、その直接的影響である降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計としない設計とすることで、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（塵埃）に対して塵埃なしににくい設計とすることで、構造物の化学的影响（侵入しにくく）に対する設計と、水循環系における燃耗及び換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（塵埃）に対して塵埃なしににくい設計とすることで、構造物の化学的影响（腐食）、水循環系の化学的影响（腐食）及び換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影响（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることで、発電所周辺の大気汚染に対して中央制御室の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらには外気を遮断できる設計としていること、計装器の絶縁低下に対する保護措置は降下火砕物が侵入しにくく、さらには外気を取り込む機構を有する計装器の設置場所の換気空調系は降下火砕物が侵入しにくく、さらには外気を遮断できる設計とすること等によつて、安全機能を損なわないようにする。また、安全施設は、 <u>降下火砕物の除去や換気空調設備外気取入口のフィルタや換気空調設備、降下火砕物の清掃、ストレーナの清掃、中央制御室・安全補機開閉器室の換気空調系の開口部隔壁遮断、降下火砕物による詰め物や腐食等の影響に対する監視計画に基づいた適切な保守管理、点検、修理</u> により安全機能を損なわない設計とする。	1.9.1.4 設計対象施設 1.9.1.4.1 降下火砕物の影響から防護する施設としては、発電所の安全性能を確保するため、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する規範に該当する構築物、系統及び機器とする。	1.9.1.4.2 降下火砕物の影響を設計に考慮する施設上記施設が降下火砕物の影響により安全機能を損なわない「設計対象施設」という。)として、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設
			<p>(1) クラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に開口している施設</p> <p>(2) クラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設</p> <p>(3) クラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流路となる施設</p> <p>(4) クラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち、屋内の空気を機器内に取り込む機器を有する施設</p> <p>(5) クラス 1 及びクラス 2 に属する施設のうち降下火砕物から防護する建屋</p> <p>(6) クラス 3 に属する施設のうち降下火砕物の影響を受け得る可能性がある施設（クラス 1 及びクラス 2 に属する施設に影響を及ぼし得る施設）</p> <p>なお、その他のクラス 3 に属する施設は、損傷する場合を考慮して、代替施設により必要な機能を確保すること又は安全上支障のない期間に陥没、修復などの応対を可能とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に該当する主な設計対象施設を以下に示すとともに、第 1.9.1 表に示す。</p> <p>(1) 設計対象施設の設計</p> <p>降下火砕物が発電所の構築物、系統及び機器に及ぼす影響は、前述した各緊急モードと各々のモードに対する考慮すべき因子から、「直接的影響」と、「間接的影響」に分けられ、各構築物、系統及び機器についてはこれらを適切に考慮して、設計を行う。</p> <p>1.9.1.6.1 直接的影響に対する設計方針</p> <p>直接的影響については、設計対象施設の特徴（形状、機能、外気吸いや海水の通水の有無等）を考慮</p>

## 【1.9 火山事象に関する基本方針】

設置変更許可申請書【本文】 H26.9.10 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H26.9.10 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容 記載の方	記載の考え方 該当規定文書	
し、各影響モードにて想定される各影響因子に対して、影響を受ける設計対象施設の特徴毎に、以下の通り適切に設計を行う。	(中略)			
(5) 大気汚染 a. 発電所周辺の大気汚染 降下火砕物により汚染された発電所周辺の大気が、中央制御室空調系の外気取入口を通じて中央制御室内に侵入しないよう平型フィルタを設置することにより、降下火砕物が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径の降下火砕物の侵入を防止する設計とする。これに加えて下流側にさらには細かかな粒子を捕獲が可能な粗フィルタを設置していることから、降下火砕物に対して高い防護性能を有している。仮に室内に侵入した場合でも降下火砕物は微量で、粒径は極めて細かな粒子である。また、中央制御室換気空調系については、 <u>外気取入口ダムへの閉止及び開口路隔壁遮断</u> を可能とする。ことにより、安全機能を損なわない設計とする。	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有害ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・建屋名称の変更 ・建屋場所に休憩所を追加	
3.4 手順書の整備 イ 降下火砕物の侵入防止 (中略)	防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（緊急時対策棟）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	
1.9.2 手順等 (1) 降灰時には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入口ダムへの閉止、換気空調系の停止又は開口路隔壁遮断により、建屋内への降下火砕物の侵入を防止するよう手順等を整備し、必要要には的確に実施する。	(以下、省略)	キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山警報等発生時ににおいて、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、換気空調系の停止及び居住性確保に必要な扉の開放を確認することにより緊急時対策所（緊急時対策棟）の居住性を確保する。換気空調系停止中は、酸素濃度及び一酸化炭素濃度を監視する。	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
(z) 監視設備 発電用原子炉施設には、通常運転時、運動時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおいて、当該器用原子炉施設及びその境界附近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び緊急時対策所(以下「緊急時対策所(指揮所)」といふ。)又は緊急時対策所(緊急時対策所(以下「緊急時対策所(緊急時対策所内)」といふ。)に表示できる設備(安全施設に係るものに限る。)を設ける設計とする。	8.1 放射線管理設備(2) 8.1.1 通常運転時等 8.1.1.2 設計方針 放射線被ばくは、実用可能な限り低くすることとし、次の設計方針に基づき、放射線管理設備を設ける。  (中略)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(4) 中央制御室に必要な情報及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)に必要な情報の通報が可能である設計とする。	(中略)			
(8) モニタリングステーション及びモニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングボストは、モニタリングステーション及びモニタリングボストは、モニタリングボスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の停電時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)までのデータ伝送系は、有線及び無線(一部衛星回線を含む。)により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)で監視できる設計とする。モニタリングボストは、その測定値が設定以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。  (中略)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	
(1) 放射線監視設備 (i) 放射線監視設備	8.1.1.3 主要設備 8.1.1.3.2 放射線監視設備  (中略)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
エリアモニタリング設備及びプロセスマニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室に表示及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)に表示できる設計とする。	(3) 野外管理用モニタリング設備(1号及び2号炉共用) a. 固定モニタリング設備 発電所敷地境界付近の空港放送線量率を連続的に測定するため、シンチャーション検出器等を備えたモニタリングステーション及びモニタリングボストを設けるほか、発電所敷地境界付	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(中略)	<p>近及びその周辺に空間積算線量を測定するため、蛍光ガラス線量計を備えたモニタリングボイントを設ける。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらに、モニタリングステーション及びモニタリングボストは、モニタリングボスト専用の無停電電源装置を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までのデータ伝送系は、有線及び無線（一部衛星回線を含む）により、多様性を有し、指示値は中央副制御室で監視及の緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で監視できる設計とする。モニタリングボストは、その測定値が設定値及びモニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>主な野外管理用モニタリング設備仕様の概略を第8.1.8表に示す。</p> <p>(中略)</p>	<p>8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概 要</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋名称の変更</li> <li>非常事態対策基準 (既存)</li> <li>非常事態対策要領 (既存)</li> <li>放射線管理基準 (既存)</li> <li>放射線管理要領 (既存)</li> </ul>
		<p>8.1.2 重大事故等時 8.1.2.1 概 要</p> <p>(中略)</p>	<p>緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>(中略)</p>
			<p>さらに緊急時対策所（指揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタを保管する。</p> <p>「可搬型重大事故等対処設備」代替緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廢止する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指揮所）において使用する。</p> <p>使用済燃料ヒット周辺線量率（1号及び2</p>

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定		該当規定文書		社内規定文書	
号炉共用)	個数	H29. 02. 08 許可	4 (予備 2)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	該当規定文書	記載内容の概要
緊急時対策所エリヤモニタ 炉共用)	個数	(1号及び2号 炉共用)	2 (予備 1)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために、排気モニタ、排水モニタ、気象観測設備、固定モニタリング設備、モニタリングカーラー、環境試料の分析装置及び放射能測定装置を設ける。	モニタリング設備のうちモニタリングステーション及びモニタリングボストに固定モニタリングボストに表示及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)に表示できる設計とする。モニタリングボストは、非常用所内電源に接続し、原電復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。さらにもニタリングステーション及びモニタリングボストは、モニタリングステーション及びモニタリングボストと、モニタリングボストは、モニタリングボストから中央制御室までのデータ伝送系及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)までのデータ伝送系は多様性を有する設計とする。モニタリングステーション及びモニタリングボストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。	8.1.2.2 設計方針 重大事故等対応設備(放射線量の測定)として、モニタリングステーション及びモニタリングボスト及びモニタリングボストが発生した場合に、発電所敷地境界附近の放射線量を監視し、及び測定結果を記録できる設計とし、原電力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数を設置する。モニタリングステーション及びモニタリングボストについては、重大事故等対応設備としての地盤の変形及び変位又は地震等による機能喪失を考慮し、代替測定装置を設ける設計とする。 モニタリングステーション及びモニタリングボストは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時ににおいても代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・モニタリングステーション及びモニタリングボスト(1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」に記載する。	モニタリングステーション又はモニタリングボストが機能喪失した場合を代替する重大事故等対応設備(放射線量の測定)として、可搬型モニタリングボストを使用する。 可搬型モニタリングボストは、重大事故等が発生した場合には、発電所敷地境界附近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを用いて測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングボストを代替する上	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準 (既存)	・建屋名称の変更				

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書	
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
I29. 02. 08 許可 分な個数を保管する。可搬型モニタリングボストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む）により伝送し、緊急時対策所（緊急時対策機関（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関（指揮所））で監視できる設計とする。	を代替し得る十分な個数を保管する。可搬型モニタリングボストの指示値は、無線（携帯電話回線及び衛星回線を含む）により伝送し、緊急時対策所（緊急時対策機関（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関（指揮所））で監視できる設計とする。可搬型モニタリングボストの電源は、充電池を使用する設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・可搬型モニタリングボスト（1号及び2号炉共用） 重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型エリモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関内）で監視できる設計とする。	記載すべき内容 重 大 事 故 等 対 処 設 備 (放 射 線 量 の 測 定 ) と し て 、 可 搬 型 エ リ モ ニ タ が 発 生 す た カ ら 放 射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 場 合 の 放 射 線 量 を 監 視 す る た め に 、 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ を 使 用 す る 。 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ は 、 重 大 事 故 等 が 発 生 す た 場 合 に 、 発 電 所 海 岸 や 緊 急 時 対 策 所 等 に 発 電 用 原 子 炉 施 設 等 に 発 電 用 原 子 炉 施 設 か ら 放 出 さ れ る 放 射 線 量 を 監 視 し 、 及 び 測 定 す る た め に そ の 結 果 を 記 録 す る 設 計 と す る 。 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ の 指 示 値 は 、 無 線 に よ り 伝 送 し 、 緊 急 時 対 策 所 (指 指 握 所 ) 又 は 緊 急 時 対 策 所 (緊 急 時 対 策 機 関 内 ) で 監 視 す る 設 計 と す る 。 具 体 的 な 設 備 は 以 下 の と お り と す る 。 ・可搬型エリモニタ（1号及び2号炉共用）モニタリングカバーのダスト・よう素サンプラー又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合は、放射能測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型モニタリングカバーの測定機能を代替する十分な個数を保管する。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・放射能測定装置（可搬型よう素サンプラー、可搬型ダストサンプラー、NaIシンチレーショナード・イメータ、GM汚染サーベイメータ）（1号及び2号炉共用） 重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及	記載すべき内容 ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	規定期定済 変更なし
I29. 02. 08 許可 重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型エリモニタは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型エリモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策機関内）で監視できる設計とする。	重 大 事 故 等 対 処 設 備 (放 射 線 量 の 測 定 ) と し て 、 可 搬 型 エ リ モ ニ タ が 発 生 す た カ ら 放 射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 場 合 の 放 射 線 量 を 監 視 す る た め に 、 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ を 使 用 す る 。 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ は 、 重 大 事 故 等 が 発 生 す た 場 合 に 、 発 電 所 海 岸 や 緊 急 時 対 策 所 等 に 発 電 用 原 子 炉 施 設 等 に 発 電 用 原 子 炉 施 設 か ら 放 出 さ れ る 放 射 線 量 を 監 視 し 、 及 び 測 定 す る た め に そ の 結 果 を 記 録 す る 設 計 と す る 。 可 搬 型 エ リ ア モ ニ タ の 指 示 値 は 、 無 線 に よ り 伝 送 し 、 緊 急 時 対 策 所 (指 指 握 所 ) 又 は 緊 急 時 対 策 所 (緊 急 時 対 策 機 関 内 ) で 監 視 す る 設 計 と す る 。 具 体 的 な 設 備 は 以 下 の と お り と す る 。 ・可搬型エリモニタ（1号及び2号炉共用）モニタリングカバーのダスト・よう素サンプラー又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合は、放射能測定装置が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。可搬型モニタリングカバーの測定機能を代替する十分な個数を保管する。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・放射能測定装置（可搬型よう素サンプラー、可搬型ダストサンプラー、NaIシンチレーショナード・イメータ、GM汚染サーベイメータ）（1号及び2号炉共用） 重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及	記載すべき内容 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	規定期定済 変更なし	

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
び放射線量の測定）として、放射能測定装置（線量の測定）とし、及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。	これらの場合に、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射線量を監視する。重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射能測定装置（電離箱サーベイメータ）、及び小型船舶を用いる設計とする。	<p>線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）及び放射能測定装置（電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壤中）において発電用原子炉施設から放出される放射能測定装置（電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>放射能測定装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、B線サーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能測定装置（可搬型素サンプラー、可搬型ダストサンプラー、NaIシンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、B線サーベイメータ）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・電離箱サーベイメータ（1号及び2号炉共用）</li> <li>・小型船舶（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対応設備（風向、風速その他の気象条件を測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合の代替する重大事故等対応設備（風向、風速その他の気象条件を測定）として、可搬型気象観測装置（風向、風速その他の気象条件を測定）として、可搬型気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測装置の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所）により伝送し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所）で監視できる設計とする。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p>

## 【8.1 放射線管理設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29. 02. 08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29. 02. 08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
記載の考え方			
・可搬型気象観測装置（1号及び2号炉共用） 可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタ 及び可搬型気象観測装置の指示値は、無線（携帯電 話回線及び衛星回線を含む。）により伝送し、緊急 時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策 棟内）で監視できる設計とする。  使用済燃料ビット周辺線量率は、使用済燃料ビット ト区域の空間線量率について、使用済燃料ビットに 係る重大事故等により変動する可能性のある範囲 にわたり測定可能な設計とする。使用済燃料ビット 周辺線量率は、あらかじめ複数の設置場所での線量 率の相間（減衰率）関係の評価及び各設置場所での 関係を把握し、測定結果の傾向を確認することで、 使用済燃料ビット区域の空間線量率を推定できることで、 設計とするとともに、代替電源設備である大容量空 冷式発電機から給電できる設計とする。  使用済燃料ビット周辺線量率は、代替電源設備で ある大容量空冷式発電機から給電できる設計とす る。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・使用済燃料ビット周辺線量率 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定され る重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設 計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） 及び格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） は、代替電源設備である大容量空冷式発電機か ら給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・格納容器内高レンジエリアモニタA（低レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタB（高レンジ） 緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（指 揮所）内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内へ の希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止す るための確実な判断ができるよう放熱線量を監視、 測定できる設計とする。 緊急時対策所エリアモニタの多様性、位置的分 散、悪影響防止、共用の禁止、容量等環境条件等、 操作性の確保、試験検査については、「10.10 緊急 時対策所」にて記載する。	8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的 分散、悪影響防止等」に示す。 モニタリングシステム及びモニタリングボ ストは、設計基準事故対応設備としての電源に対し て多様性を持つた代替電源から給電できる設計と する。電源設備の多様性、位置的分散については		

[8.1 放射線管理設備]

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】			
設置変更許可申請書【本文】	H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】	H29.02.08 許可		
(10.2 代替電源設備) にて記載する。	(10.2 代替電源設備) にて記載する。	(10.2 代替電源設備) にて記載する。	(10.2 代替電源設備) にて記載する。	規定済	規定済
放射能量の測定における大容量空冷式発電機を 使用した代替電源は、使用済燃料ヒット周辺線量 率、格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ) 、モニタリングステーション及びモニタリング ポートに給電でき、設計基準事故対処設備としての 電源に対して多様性を持った代替電源から給電で きる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ) は、共通要因によって設計基準事故対処設備の 安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれが ないよう、主要プラーメータ及び代替プラーメータに対 して可能な限り多様性を考慮した設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ) の計測における蓄電池(重大事故等対処用)を 使用した代替電源は、独立した電路により重大事故 等対処計測設備及び代替バラメータにて、常設直流水電源 系統に対して多様性を持つ設計とする。蓄電池(重 大事故等対処用)は、原子炉補助建屋内の常設直流水 電源系統と異なる区画に設置することで、位置的分 散を図る設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ) 及び格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ) の計測における直流水電源用発電機及び可搬型直 流変換器を使用した代替電源は、駆動源をディーゼ ル駆動とすることで、常設直流水電源系統及び蓄電池 (重大事故等対処用)を使用した電源に対して多様 性を持つ設計とする。直流水電源用発電機は、屋外に 保管し、可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の 常設直流水電源系統及び蓄電池(重大事故等対処用) と異なる区画に保管することで、位置的分散を図る 設計とする。 電源設備の多様性、位置的分散については(10.2 代替電源設備) に記載する。	記載すべき内容	記載の考え方	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要

8.2 換氣設備

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定		該当規定文書		記載内容の概要	
チ	放射線管理施設の構造及び設備 (iv) 換気設備	8.2	換気設備	H29.02.08	許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送ることとともに、空気中の放射性物質の除去を低減及び中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。  (中略)	8.2.3	主要設備 (中略)	8.2.3.4	緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用）	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。 なお、緊急時対策所の緊急時対策所換気設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の形態をもつて廃止する。	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	規定期	規定済
	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送ることとともに、空気中の放射性物質の除去を低減及び中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。  (中略)	8.2.3	主要設備 (中略)	8.2.3.4	緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用）	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	規定期	規定済
	通常運転時、設計基準事故時及び重大事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送ることとともに、空気中の放射性物質の除去を低減及び中央制御室外の火災により発生する燃焼ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。  (中略)	8.2.3	主要設備 (中略)	8.2.3.4	緊急時対策所換気設備（1号及び2号炉共用）	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設備を行い、緊急時対策所（指揮所）内及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の気密性及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で 100mSv を超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	8.2.3.4.1 重大事故等時 8.2.3.4.1.1 設計方針 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化ファンユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	規定期	規定済

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
		記載すべき内容	記載内容の趣要
H29.02.08 許可 H29.02.08 許可	10.10 緊急時対策所 10.10.1 通常運転時等 10.10.1.1 概要 <p>(ac) 緊急時対策所 発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る卷管用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、有毒ガスが重大な影響を及ぼす場合等に對処するために必要な措置を行なう要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガスが火気中に多量に放出されるのが観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を低減することを期待する防護堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。 固定源に対しては、重大事故等に對処するため必要な指示を行なう要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所換気設備の隔壁等の対策により重大事故等に対処するため必要な指示を行なう要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策棟は、緊急時対策棟（指揮所）及び緊急時対策棟（休憩所）で構成する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所（平成26年9月10日付け原規規発第140-9-10-2号をもって許可されたもの。以下同じ。）から緊急時対策所（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。なお、設置工事においては、アクセルートの変更も含め、代替緊急時対策所の機能及び運用に影響がないよう配慮して施工する。 代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所に接続する。</p>	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）にて整理済 ・非常事態対策要領 (既存)	該当規定文書 記載内容の趣要 ・防護具の配備場所の建屋名称の変更

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の摘要
<p>備を含め、必要な手続きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所内）において引き続き使用する緊急時対策所（指揮所内）に移行する。緊急時対策所（指揮所）は、その機能を廃止するが、緊急時対策所（指揮所内）において緊急時対策所（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策所内）は、その機能を含め、必要な手続を行った後、緊急時対策所（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（休憩所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がどどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を探求できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）において引き続き使用する緊急時対策所（指揮所）は、本移行をもって代替緊急時対策所（指揮所内）において緊急時対策所（休憩所）として使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（休憩所）を合わせた緊急時対策所（緊急時対策所内）は、その機能を含め、必要な手續を行った後、緊急時対策所（休憩所）としての機能を持たせる。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（休憩所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がどどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を探求できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>(vii) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>10.10.1.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（指揮所内）は、以下の通りの設計とする。 &lt;中略&gt;</p> <p>(5) 想定される有毒ガスが重大事故等に對処するためには、必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全設置の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、「有毒ガス防護に係る影響評価」を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等を跨まえ、敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p>	<p>（2/28）</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方
<p>固定源に対しては、重大事故等に對処するため必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の測定結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る上、設計する。</p> <p>可動源に対しては、緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内の緊急時対策所換気設備の隔壁）等の対策により重大事故等に對処できる設計と必要な指示を行う要員を防護できる。また、重大事故等に對処する要員がどこでどこができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に對処するため必要な情報等を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうためたために必要な設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に對処するため必要な指示を行う要員がどこでどこができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に對処するため必要な情報等を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうためたために必要な設備を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策棟（休憩所）で構成する。</p> <p>緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）を接続する工事期間中は、緊急時対策所を代替緊急時対策所から緊急時対策棟（指揮所）内に移設し、緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>代替緊急時対策所は、その機能に係る設備を含め、必要な手綱きを行った後、機能を緊急時対策所（指揮所）に移行する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもつて代替緊急時対策所の機能を停止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（休憩所）として使用する。</p>	<p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に對処するため必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の計測結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡緊急時対策所（指揮所）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内の緊急時対策所換気設備の隔壁）、防護用等の着用等の対策により重大事故等に對処するため必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス「方達に係る影響評価において、有毒ガス影響を警減することを期待する防護装置等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。」</p>	<p>添付2 「8 有毒ガス」にて整理済 変更なし</p>	<p>該当規定文書 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常事態対策要領</li> <li>防護具の配備場所の変更</li> </ul>
<p>第83条にて整理</p>	<p>建屋名称の変更</p>	<p>建屋名称の変更</p>	<p>非常事態対策基準 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術基準（既存）</li> <li>通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(休憩所)を合わせた緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、その機能に係る設備を含め、必要な手続きを行った後、緊急時対策所としての機能を持たせる。	<p>a. 緊急時対策所（指揮所）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、異常等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するため必要な情報報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外の関係要員への指示及び発電所外の関係要員との通信路を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、デリビリティ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p>	<p>10.10.1.1 概 要</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及ひ緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するため必要な情報報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外の関係要員との通信路を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、デリビリティ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p>	<p>第117条の5（資機材等の整備）にて整理済 変更なし</p> <p>規定済 変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
	<p>a. 緊急時対策所（指揮所）</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、異常等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するため必要な情報報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外の関係要員との通信路を行うために必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、携帯型通話設備、デリビリティ会議システム、加入電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、<u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備する。</u></p> <p>10.10.1.3 主要設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）及ひ緊急時対策所（緊急時対策棟内）の主要設備は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）（1号及び2号炉共用）</p> <p>異常等に対処するため必要な指示を行いう要員等を収容できるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）（1号及び2号炉共用）</p> <p>異常等に対処するため必要な指示を行いう要員等を収容できるよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）を設置する。</p> <p>(3) 情報収集設備（1号及び2号炉共用）</p> <p>中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。</p> <p>代替緊急時対策所のSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって停止する。なお、代替緊急時対策所の緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）は、</p>	<p>記載の考え方</p> <p>記載すべき内容</p> <p>該当規定文書 記載内容の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策要領 (既存)</li> <li>・設置場所に休憩所を追加</li> </ul>

【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策室内）において引き続き使用する。</p> <p>(4) 通信連絡設備（1号及び2号炉共用）(10.13 通信連絡設備)</p> <p>発電所内の関係機員への指示並びに発電所外 関係箇所との通信連絡を行うことができる通信 連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時 対策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止 する。</p> <p>(5) 酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</p> <p>室内の酸素濃度が活動に支障のない範囲であ ることを把握できるよう、酸素濃度計を配備す る。</p> <p>代替緊急時対策所の酸素濃度計は、緊急時対 策所（指揮所）への機能の移行をもつて廃止す る。</p> <p>(6) 二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</p> <p>室内の二酸化炭素濃度が活動に支障のない範 囲であることを把握できるよう、二酸化炭素濃 度計を配備する。</p> <p>代替緊急時対策所の二酸化炭素濃度計は、緊 急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて 廃止する。</p>		<p>・10.10.1.1と同内容</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	対策所（指揮所）に移行する。緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する設備を除き、本移行をもつて代替緊急時対策所の機能を停止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策棟（休憩所）として使用する。	（2）緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するため必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために <u>必要な設備を設置又は保管する</u> 設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。	第83条にて整理	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）
		緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震力に対するとともに、対し、機能を喪失しないように設計とする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対する地盤力に對し、機能を喪失しないようには、基準津波の影響を受けることは、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因によって同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	10.10.2.2 設計方針 (1) 緊急時対策所（指揮所）	緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震力に対するとともに、対し、機能を喪失しないように設計とする。地震及び津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対する地盤力に對し、機能を喪失しないようには、基準津波の影響を受けることは、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因によって同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対するための要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染した場合において、対策要員が緊急時対策所（指揮所）の外側から室内に放射性物質により汚染を防ぐため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行った後は、対策要員の除染を行ったことができる区画を、身体サーベイを行った区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な指示を行いう要員等がどこまでできることができるよう、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懸へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ（加圧型エアモニタ）を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原電力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定より素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所においては、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）の気密</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（指揮所）の外側から室内に放射性物質による汚染を防ぐことを行うため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行ったことができる区画を、身体サーベイを行った区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するためには必要な指示を行いう要員等がどこまでできるよう、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所懸へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ（加圧型エアモニタ）を使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原電力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（指揮所）内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定より素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない要件においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所においては、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所（指揮所）の気密</p>	<p>該当規定文書 記載の考え方</p>	<p>記載内容の概要</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
対策所（指揮所）の気密性及び緊急時対策所に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員の事務線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計にあたっては、緊急時対策所（指揮所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備又は保管する設計とする。	性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策所（指揮所）の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所（指揮所）の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への酸素濃度計を運転員を低減又は防止するための必要な物質がでかけるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及ぶ搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への酸素濃度計を運転員を低減又は防止するための必要な物質がでかけるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及ぶ搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。
緊急時対策所（指揮所）には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への酸素濃度計を運転員を低減又は防止するための必要な物質がでかけるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及ぶ搬型エリアモニタ（加圧判断用）を保管する設計とする。	緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するためには必要な情報等を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。	重大事故等対処設備（情報の把握）としては、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するためには必要な情報等を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。	緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するためには必要な情報等を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。
緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するためには必要な情報等を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。	重大事故等対処設備（情報の把握）としては、重大事故等に對処するためには必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所（指揮所）において把握できる情報収集設備を使用する。	緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所（指揮所）所で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可 計とする。	<p><b>緊急時対策所（指揮所）</b>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対応設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対応設備（通信連絡）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡を行いうため、通信連絡設備を使用する。</p> <p><b>緊急時対策所（指揮所）</b>の通信連絡設備として、携帯型電話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電を可能とするよう、以下の重大事故等対応設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電を可能とするよう、以下の重大事故等対応設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電するため必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するため必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エリモニタ、可搬型エリモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて停止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所情報収集</p>	<p>重大事故等対応設備（通信連絡）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備（通信連絡）を設ける。</p> <p><b>緊急時対策所（指揮所）</b>の通信連絡設備として、携帯型電話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電を可能とするよう、以下の重大事故等対応設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電を可能とするよう、以下の重大事故等対応設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、<b>緊急時対策所（指揮所）</b>は、代替電源設備から給電するため必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するため必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時対策所換気設備、代替緊急時対策所エリモニタ、可搬型エリモニタ（加圧判断用）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、SPDS データ表示装置及び代替緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもつて停止する。なお、代替緊急時対策所情報収集設備のうち緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所情報収集</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	<p>設備の緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) として引き続き使用する。</p> <p>代替緊急時対策所の緊急時運転ペラメータ伝送システム (SPDS) として引き続き使用する。</p> <p>（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止するが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。</p> <p>以下は、緊急時対策所（指揮所）を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、遮へい体を除き、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において緊急時対策所（緊急時対策棟内）において引き続き使用する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、「チ. (1) (iii) 遷へい設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv) 挿換設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、「チ. (1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「又、(3) (vii) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「又、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>社内規定文書</p> <p>該当規定文書 記載の考え方</p> <p>記載内容の概要</p>

b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）

(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）

- ・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）
  - ・緊急時対策所用発電機車用給油ボンブ（1号及び2号炉共用）
- 大容量空冷式発電機は「10.2 代替電源設備」にて記載する。

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、異常等に対処するため必要となる指示を行うための要員等を収容できる設計とする。また、異常等に対処するため必要となる情報を中心制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置並びに発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係施設との通信連絡を行ふため必要な設備として、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帶型通話設備、テレビ会議システム、加入電話設備及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動及び免震装置並びに基準地震動に対する地盤力に対応する地盤力に対し、機能を喪失しないようとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地盤及び津波に対する地盤力は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能に係る設備は、中央制御室との共通要領により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、<u>中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする</u>。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するため必要な指揮を行ふ要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策のために必要な要員を含め、重大事故等に対処するため必要な要員を取容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体サーべイ及び作業服の着替え等を行った後の区画を設置する設計とする</u>。身体サーべイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーべイを行いう区画に隣接して設置することとする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策のために必要な要員を含め、重大事故等に対処するため必要な要員を取容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所（緊急時対策棟内）の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、<u>身体サーべイ及び作業服の着替え等を行った後の区画を設置する設計とする</u>。身体サーべイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーべイを行いう区画に隣接して設置することとする。</p>	<p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>第 83 条にて整理</p>	<p>・添付書類十 追補 1.18 にて整理</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
H29.02.08 許可 に隣接して設置することができるよう考 慮する。	ができるよう考慮する。	<p>重大事故等が発生した場合においても当該事 故等に対処するためには必要な指示を行う員が とどまることができるよう、緊急時対策所（緊 急時対策所内）の居住性を確保するための設備 として、以下の重大事故等対処設備（居住性の 確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、 緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時対策 所へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、 二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタ 及び可燃型エアモニタ（加正判断用）を使用 する。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所内）の居住性に ついては、想定する放射生物質の放出量等を東 京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同 事故と同等とし、かつ、緊急時対策所（緊急 時対策所内）でのマスクの着用、仮設設備 を考慮しない要素においても、緊急時対策所 (緊急時対策所内)にとどまる要員の実効線量 が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時 対策所へいは、重大事故等が発生した場合にお いて、緊急時対策所（緊急時対策所内）の気密 性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまっ て、居住性に係る判断基準である緊急時対策所 (緊急時対策所内)にとどまる要員の実効線量 が事故後7日間で100mSvを超えない設計とす る。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時 対策所換気設備は、重大事故等が発生した場 合において、緊急時対策所（緊急時対策所内） の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能 とあいまって、居住性に係る判断基準である 緊急時対策所（緊急時対策所内）にとどまる 要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを 超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時 対策所換気設備は、重大事故等が発生した場 合において、緊急時対策所（緊急時対策所内） 内の希ガス等の放射性物質の侵入を低減 又は防止するため適切な換気設備を行い、緊 急時対策所（緊急時対策所内）の気密性及び 緊急時対策所へいの性能とあいまって、居 住性に係る判断基準である緊急時対策所（緊 急時対策所内）にとどまる要員の実効線量が 事故後7日間で100mSvを超えない設計とす る。なお、換気設計にあたっては、緊急時対 策所（緊急時対策所内）の建物の気密性に対 して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時 対策所換気設備として、緊急時対策所非常用 空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨 化フィルタユニット及び緊急時対策所加压</p>	<p>記載の考え方</p> <p>該当規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

・非常事態対策基準  
(既存)  
・非常事態対策要領

第83条にて整理  
・建屋名称の変更

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
設置変更許可申請書【本文】	記載すべき内容	記載の考え方	記載内容の概要
H29.02.08 許可	<u>又は保管する</u> 設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、室内内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動による酸素濃度に及ぼす影響を把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を <b>保管する</b> とともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を <b>保管する</b> 設計とする。	・建屋名称の変更 第83条にて整理	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・放射線管理基準 (既存) ・放射線管理要領 (既存)
H29.02.08 許可	<u>又は保管する</u> 設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。 重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するための必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所緊急時対策所（緊急時対策棟内）において把握できる情報収集設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を行ったための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。 重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所（緊急時対策棟内）から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他の関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡設備として、携帯型電話設備、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は <b>保管する</b> 設計とする。	・建屋名称の変更 第83条にて整理	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方
設置とする。 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故対応設備（電源の確保）を設ける。 全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故対応設備（電源の確保）を設ける。 全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対応設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機車を使用する。</p> <p><b>緊急時対策所用発電機車</b>は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて<u>3台</u>設置することとし、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策所に該当する、「チ、(1) (iii) 遅へい設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、「チ、(1) (iv) 換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所エリモニタは、「チ、(1) (i) 放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備は、「ヌ、(3) (vii) 通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機は、「ヌ、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>第 83 条にて整理</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて<u>3台</u>設置することとし、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>これらのお具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所懲へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））(1号及び2号炉共用)</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化ファン（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所加圧設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・酸素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・二酸化炭素濃度計（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所エリモニタ（1号及び2号炉共用）</li> <li>・可搬型エリモニタ（加圧判断用）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時測定パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）</li> <li>・SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用）</li> <li>・大容量空冷式発電機（10.2代替電源設備）</li> <li>・携帯型電話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（1号及び2号炉共用）</li> <li>・緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ（1号及び2号炉共用）</li> </ul> <p>大容量空冷式発電機は「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>該当規定文書 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul> <p>記載内容の概要 ・建屋名称の変更</p> <p>該当規定文書 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・非常事態対策要領（既存）</li> <li>・技術基準（既存）</li> <li>・通信連絡設備管理要領（既存）</li> </ul>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	10.10.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 (1) 緊急時対策所（指揮所）は、独立した建屋及びそれと一緒に一体の緊急時対策所へいびに換気設備として緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。 <b>緊急時対策所（指揮所）</b> は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。	緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策所（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットの屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所（指揮所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。	緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。	緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所内を換氣するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号炉共用）設置することで多重性を図る設計とする。 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。 <b>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</b>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	<p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、建屋及びそれと一体の緊急時対策所懸へい並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、中央制御室とは離れた緊急時対策棟内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、中央制御室とは離れた緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策棟（指揮所）付近に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管及び設置することと、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を搬入するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号互共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを3台（1号及び2号互共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するために必要な容量を有するものを2台（1号及び2号互共用）設置することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.10.2.2 惠影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、惠影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所懸へい（緊急時対策所（指揮所）は、緊急時対策所（指揮所）と一体のコソクリ</p>	<p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策基準 (既存)</p> <p>・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・建屋名称の変更</p> <p>・建屋名称の変更</p>	<p>該当規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>	

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>一ト構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用空氣淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によって、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対策設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対策設備として系統構成をして系統構成をすること並びに車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリニアモニタ及び可搬型エリニアモニタ（加圧判断用）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、電源操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対策設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所瀧へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所用空氣淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対策設備としての系統構成ができることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対策設備として系統構成をすること並びに車輪止め等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリニアモニタ及び可搬型エリニアモニタ（加圧判断用）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方
	<p>設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS表示装置は、電源操作等によつて、通常時の系統構成から重大事故等対応設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.10.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.8.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所） 緊急時対策所（指揮所）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所）、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所非常用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用燃料油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉毎に表示・監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡ができるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策所内） 緊急時対策所（緊急時対策所内）は、事故対応において1号炉及び2号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一ースペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策所内）、緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用燃料油ポンプ、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置及び通信連絡設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しな</p>	規定済	該当規定文書 記載内容の概要 変更なし

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>がら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、安全性の向上が図れることから、1号炉及び2号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分なく使用でき、更にプラントペラメータは、号炉毎に表示・監視できるよう設計する。また、通信連絡設備は、1号炉及び2号炉各自に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分なく通信連絡ができるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p> <p>10.10.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.8.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）  <b>緊急時対策所（指揮所）</b>の指揮スペースは、重大事故等に対応するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が代替緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対応するためには必要な数名の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所附加正設備は、緊急時対策所（指揮所）内にとどまる対策要員の稼働量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動時に支障がなく維持できる設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、故障時及び保守点検時を考慮し、100%容量1台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、身体サポート及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所（指揮所）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</b></p> <p><b>緊急時対策所附加正設備は「家用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所（指揮所）内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対する十分な余裕を持つ容量を保管する設計とする。</b></p> <p><b>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車</b></p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	<p>は、1台で緊急時対策所（指揮所）に給電するために必要な容量を有するものを使い1台を使用する。保有数は、使用する1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支展がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連續定格運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連續定格運転に必要な燃料を供給できる容量を有するとともに、同容量の予備機を1台の合計2台（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリヤモニタは、緊急時対策所（指揮所）の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置、緊急時対策所及び計装設備（重大事故等対応設備）と兼用）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（指揮所）内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット2個使用する。保有数は1セット2個（1号及び2号炉共用）と、故障時及び保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に從事する対策要員等、最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所（緊急時対策棟内）に7日間とどまり重大事故等に対処するためには必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方
		該当規定文書	記載内容の概要
緊急時対策所非常用空気淨化ファン、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。	緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、改築時及び保守点検時を考慮し、100%容積1台に加えて、同容量の予備機を1台設置する。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着脱等を行うための区画を含め、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。	第83条にて整理	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
緊急時対策所附加圧設備は、「家用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対しても十分な余裕を持った容量を保管する設計とする。	代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所（緊急時対策棟内）に給電するためには必要な容量を有するものを1台保有すれば、使用する1台と故障時に供給するための連続定格運転に必要な容量を有するとしても、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分及び保守点検による待機外時のバッファップ用として2台の合計3台（1号及び2号炉共用）保管する設計とする。緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機車の7日分及び連続定格運転に必要な容量を有するとともに、同容量の予備機を1基の合計2基（1号及び2号炉共用）設置することにより多重性を持つ設計とする。	第83条にて整理	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の放射線量の測定が可能な台数として2台（1号及び2号炉共用）設置する。緊急時対策所（緊急時対策棟内）による待機外時のバッカニアフ用として1台の合計3台（1号及び2号炉共用）を保管する設計とする。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）	第83条にて整理	・建屋名称の変更 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方 記載内容の概要
	<p>及び SPDS データ表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。緊急時対策所と必要な酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所（緊急時対策所内）の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1号炉及び2号炉共用で1セット1個使用する。<u>保有数は1セシト2箇（1号及び2号炉共用）と、故障時に保守点検時のバックアップ用としての2個を含めて合計4個（1号及び2号炉共用）を保管する</u>設計とする。</p> <p>10.10.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）</p> <p>緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（指揮所））は、コンクリート構造物として代替緊急時対策対策所と一緒に、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、緊急時対策所（指揮所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策所（指揮所）の屋上にあり、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加压設備は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時ににおける緊急時対策所（指揮所）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（指揮所）のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置は、重大事故等時ににおける中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策所（指揮所）の設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</p>	<p>記載の考え方</p> <p>該当規定文書 （既存）</p> <p>・放射線管理基準 （既存）</p> <p>・放射線管理要領 （既存）</p> <p>・非常事態対策基準 （既存）</p> <p>・建屋名称の変更</p> <p>・非常事態対策要領 （既存）</p>	<p>記載内容の概要</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>は、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内で可能な設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、コンクリート構造物として緊急時対策所と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内にあり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上にあり、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時ににおける緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置は、重大事故等における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、重大事故等における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）内で可能な設計とする。</p>	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
10.10.2.6 操作性の確保			

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）  <b>緊急時対策所非常用空気淨化ファン</b>は、緊急時対策所内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に設置する。          また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加压設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所（指揮所）近傍に配備する設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（指揮所）内を加圧する必要があるため、緊急時対策所（指揮所）内の手動操作バルブにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟（指揮所）及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する。緊急時対策所（指揮所）の電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続が行える設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、一般的に使用される工具を用いて、可搬型ホースを確実に接続が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所（指揮所）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ</b>（加圧判断用）は、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにて容易かつ確実に操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要とし</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
ない設計とする。 SPDS データ表示装置、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。	(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、緊急時対策棟（指揮所）内に、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、緊急時対策棟（指揮所）の屋上に設置する。 また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれららの設備を切り替える必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策棟（指揮所）近傍に配備する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所（緊急時対策棟内）を加圧する必要があるため、緊急時対策所（緊急時対策棟内）内の手動操作バルブにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。	記載の考え方	記載の考え方

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>緊急時通話ハブメール伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPS、データ表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p>		
10.10.2.3 主要設備及び仕様 緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様は第10.10.2表及び第10.10.3表に示す。			
10.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.8.4 操作性及び試験・検査性」に示す。	<p>(1) <b>緊急時対策所（指揮所）</b> 居住性の確保として使用する緊急時対策所遮断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、機械負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分</p>		

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリモニタ及び可搬型エリモニタ（加圧判断用アモニタ）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所棟へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、試験系流により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、差圧の監査が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所圧送装置は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油付替щикにについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、通えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、蔓撲自衛へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ボンブは、試験系流により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>・試験検査については、第83条 のサーベイランスにて整理</p>

## 【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
H29.02.08 許可	H29.02.08 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（校正判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するためには、機能収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p>	記載の考え方	